

引取業変更届出書添付書類一覧表

以下の項目の1から7までの内容について変更があった場合は、変更後30日以内に変更届出書が必要となります。

《届出に当たって》

- 1 窓口は岡崎市役所福祉会館5階です。
- 2 届出に必要な部数は、正本（提出用）と副本（申請者控え）として2部必要となります。
なお、副本については、コピーで差支えありません。
- 3 住民票・登記事項証明書などの公的機関から発行された証明書は、原本かつ発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
- 4 届出書等の日付は、窓口で書類を受理する際に記載していただきます。

平成24年10月18日更新

| 項目 | 内 容 | 添 付 書 類 |
|----|---|---|
| 1 | 氏名又は名称及び住所の変更（※3） | 法人 (1) 法人に関する登記事項証明書（履歴事項全部証明書など） (2) 誓約書（※1） |
| | | 個人 (1) 住民票の写し（※2） (2) 誓約書（※1）ただし、 <u>申請者（本人）が変更となる場合は、新規申請</u> となります。 |
| 2 | 代表者の変更（※4） | 法人 (1) 法人に関する登記事項証明書（履歴事項全部証明書など） (2) 誓約書（※1） |
| 3 | 役員の変更（※5） | 法人 (1) 法人に関する登記事項証明書（履歴事項全部証明書など） (2) 誓約書（※1） |
| 4 | 申請者が未成年である場合において、その法定代理人（ <u>個人</u> ）の氏名及び住所の変更（※3） | (1) 変更に係る法定代理人（ <u>個人</u> ）の住民票の写し（※2） (2) 誓約書（※1） |
| 5 | 申請者が未成年である場合において、その法定代理人（ <u>法人</u> ）の名称及び住所（※3）並びに代表者（※4）及び役員の変更（※5） | (1) 変更に係る法定代理人（ <u>法人</u> ）に関する登記事項証明書（履歴事項全部証明書など） (2) 誓約書（※1） |
| 6 | 事業所の名称及び所在地の変更 | (1) 事業所付近の見取図 (2) 使用済自動車の保管場所の配置図 (3) 誓約書（※1） |
| 7 | 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制に関する変更 | (1) 変更に係る自動車整備士若しくは中古自動車査定士等の資格証等の写し、または業界団体が行う講習の受講修了証の写し (2) <u>上記(1)の資格を有さない者への変更の場合</u> 、変更に係る使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類 (3) 誓約書（※1） |

- ※ 1 法45条第1項各号で定める欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面
- ※ 2 本籍記載のあるものに限る。外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等の記載のあるものに限る。
- ※ 3 市町村合併等による住所表示の変更を含む。
- ※ 4 代表者本人の役職若しくは氏名の変更を含む。
- ※ 5 役員個人の本籍、住所又は氏名（代表者は除く。）の変更は含まない。

注) 平成24年7月9日に外国人登録制度が廃止されたことにより、申請者等が外国人の場合の添付書類に関して、「外国人登録証明書の写しの添付」が「国籍等の記載のある住民票の写しの添付」に変更されていますのでご注意ください。